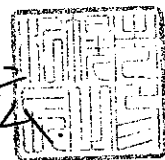


札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月 29 日

札幌市長 秋 元 克 広



札幌市規則第 3 号

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成14年規則第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の見出し及び同条中「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「銀行等 営業室」を「事務所及び銀行等 一般事務室、個室、会議室、集会室、図書・資料室、シュレッダー室、印刷室、電話交換室、営業室」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 飲食店 客室、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室、ロビーその他これらに類するもの

(2) 第4条中「第11条第2項」を「第14条第2項」に、「様式3」を「様式」に改め、同条を第6条とする。

(3) 第3条の見出しを「(自転車等駐車場の設置の届出等)」に改め、同条第1項中「第8条」を「第9条」に、「自転車等駐車場設置(変更)届出書(様式1)に自転車等駐車場の台数算定表(様式2)」を「別に定める様式による届出書に別に定める様式による自転車等駐車場の規模の算定表」に改め、同条第2項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(自転車等駐車場の規模の特例)

第5条 条例第10条第1項の規定により基準数値を減ずる場合は、当該

基準数値に当該施設の自転車等の駐車需要を減少させる事情に応じて市長が別に定める割合を乗じて得た数値（1未満の端数があるときはこれを切り上げた数値とし、当該基準数値から20を減じて得た数値を上限とする。）を当該基準数値から減ずるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による申請は、別に定める様式による申請書に自転車等の駐車需要が少ない理由を記した説明書を添えて行うものとする。

(4) 第2条の次に次の1条を加える。

（自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示）

第3条 条例第8条の規定による自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示は、次のとおりとする。

(1) 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を記載した表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

(2) 自転車等駐車場の所有者又は管理者の連絡先及び当該自転車等駐車場の供用時間、自転車等の駐車方法その他の利用方法を記載した表示板を当該自転車等駐車場に設置すること。

(5) 様式1及び様式2を削る。

(6) 様式3中「使用期間」を「有効期間」に、「第11条」を「第14条」に、「その職員」を「職員」に改め、同様式を様式とする。

#### 附 則

1 この規則は、札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第8号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の様式3に基づいて作成された自転車等駐車場等立入検査証は、改正後の様式に基づいて作成された自転車等駐車場等立入検査証とみなす。